

運転免許自主返納をサポートします

運転免許の自主返納とは、運転免許の有効期限のまだある方が、体力や視力の低下などにより、自主的に運転免許を返納することです。

酒田市では、運転免許を自主返納する方に3つの支援を行っています。運転に不安を感じたら、運転免許の自主返納を考えてみませんか。



① 運転経歴証明書の提示で乗車運賃 100 円割引！

対象となる交通機関	乗車1回につき 大人1人の普通運賃	運転経歴証明書を提示 した場合の運賃
酒田市乗合バス るんるんバス、ぐるっとバス、 平田るんるんバス	200 円	→ 100 円
デマンドタクシー 松山総合支所管内線	300 円	→ 200 円
デマンドタクシー 上記以外の運行路線	500 円	→ 400 円

◎ 割引を受けるには、乗車時に乗務員へ「**運転経歴証明書**」を提示してください。

② 「運転経歴証明書」の交付手数料の助成



県の公安委員会が発行する
運転経歴証明書の交付手数料
を市が負担します。



③ バス回数券またはタクシー券の交付

- ① 庄内交通バス回数券
- ② 山形県タクシー共通乗車券

どちらか1種類を交付します。
(1人1回限り、5千円相当)

支援申請窓口

対象者	○酒田市に住民登録のある方 ○運転免許の全てを自主返納された方
受付窓口	酒田地区交通安全協会（酒田警察署内）
受付時間	月曜～金曜日 午前8時30分～午後4時30分（祝日を除く）
必要書類	「返納済み免許証」または「申請による運転免許の取消し通知書」 【代理の方が手続きする場合】 <u>本人自筆の委任状</u> と <u>代理人の身分証明書</u> も必要です。

Q&A

Q 運転免許の自主返納手続きはどこでできますか。
A 酒田警察署、最寄りの交番・駐在所、山形県総合交通安全センターで手続きができます。詳しくは、酒田警察署（電話23-0110）にお問い合わせください。 なお、運転免許の自主返納は、有効期限内でなければできませんのでご注意ください。
Q 運転免許自主返納支援事業の申請をしたいのですが、手続きに期限はありますか。
A 支援を受けるには、公安委員会が交付する「申請による運転免許の取消通知書」に記載された取消日から起算して1年以内の手続きが必要です。運転免許自主返納手続きの際に、合わせて支援事業の手続きをすることをおすすめします。
Q 「運転経歴証明書」とはどのようなものですか。
A 運転免許の自主返納を行った日から過去5年間の運転経歴等が表示されたカードのことです。運転免許証に代わる身分証として活用することができ、有効期限はありません。 詳しくは、酒田警察署（電話23-0110）にお問い合わせください。
Q 免許が失効した場合や免許の取消処分を受けた場合は、支援を受けられますか。
A 本事業は、交通事故防止を目的に運転免許を自主的に返納した方を支援する制度であるため、自主返納者以外の方は利用できません。

◇お問い合わせ◇

〒998-8540 酒田市本町二丁目2-45

酒田市まちづくり推進課

電話 26-5726

FAX 26-4911

